

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策事業のご案内 (雇用調整助成金関係)

八幡浜市では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業等により、国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給を受けた事業主に対して、**助成金の上乗せ**を行い、雇用の安定及び事業活動の継続を支援します。

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金

◆助成対象 国の「雇用調整助成金」等の支給決定（助成率4/5又は9/10）を受け、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給決定を受けた市内中小企業者等

※国の助成率が10/10の場合は対象となりません。

※判定基礎期間の初日が令和4年11月30日までの間にある雇用調整助成金等に係る休業が対象です。

◆助成内容 国からの雇用調整助成金等の支給額への上乗せ助成

◆助成金の額 休業手当額の1/10又は1/20（1事業所あたり年100万円が上限）

◆提出期限 令和5年3月15日(水)

○国の助成率が4/5の場合

国 4/5 (80%)	県 1/10 (10%)	市 1/10 (10%)
-------------------	--------------------	--------------------

休業手当額

○国の助成率が9/10の場合

国 9/10 (90%)	県 1/20 (5%)	市 1/20 (5%)
--------------------	-------------------	-------------------

休業手当額

県からの助成については、別途「愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金」をご活用ください。

八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請手数料補助金(雇用調整助成金等の申請に際し、申請書類等を社会保険労務士に依頼した経費に係る補助)は令和3年度で終了しました。

助成対象条件及び提出書類

《助成対象者》

●次のいずれにも該当するもの。

- 市内に事務所又は住所を有する中小事業者等(※)であること。
※中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び第5項に規定する小規模事業者
- 令和4年3月1日以降に国の「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けていること。
- 市税の滞納がないこと。ただし、徴収の猶予又は期限の延長がなされた者を除く。
- 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給決定を受けていること。
※判定基礎期間の初日が令和4年11月30日までの間にある雇用調整助成金等に係る休業が対象です。

《提出書類》

- 八幡浜市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金交付申請書(様式第1号)
- 市税納税証明書(申請が複数回ある場合、変更がなければ初回申請時のみ。)
- 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- 雇用調整助成金等に係る国への提出書類の写し
- 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給決定通知の写し

【提出先及び問合せ先】

〒796-8501 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市産業建設部商工観光課商工観光第3係 TEL:0894-22-3101(直通)
申請様式等については、八幡浜市ホームページをご確認ください。

【その他問合せ・申請先】

- ◆ 雇用調整助成金等(国) ⇒ ハローワーク八幡浜(0894-22-4033)
愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)
- ◆ 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金 ⇒ 愛媛県経済労働部産業人材課(089-912-2505)